

○仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則

令和二年二月七日
仙台市規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定事業者の要件)

第三条 条例第二条第五号イの市長が定める量は、千五百キロリットルとする。

2 条例第二条第五号ロの市長が定める量は、別に定める方法により二酸化炭素の量に換算して三千トンとする。

3 条例第二条第五号ハの市長が定めるものは、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業の用に供する自動車（牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具を除く。）とする。

4 条例第二条第五号ハの市長が定める台数は、百台とする。

(事業者温室効果ガス削減計画書の提出の期日)

第四条 条例第十条第一項の市長が定める期日は、特定年度（事業者が計画期間の中途において特定事業者となった場合にあっては、当該事業者が特定事業者となった年度）の八月三十一日とする。

(事業者温室効果ガス削減計画書等の公表)

第五条 条例第十条第三項（条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一条第二項（条例第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十二条第三項（条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(事業者温室効果ガス削減報告書の提出の期日)

第六条 条例第十一条第一項（条例第十五条第二項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の市長が定める期日は、当該計画期間の各年度の翌年度の八月三十一日とする。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出の期日)

第七条 条例第十五条第一項の市長が定める期日は、十二月二十八日とする。

(一般事業者の事業者温室効果ガス削減計画書の提出に関する読替え)

第八条 条例第十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第二項	事項を記載しなければならない	事項（第五号に掲げるものを除く。）を記載するものとする

第十条第二項第一号	特定事業者	第十五条第一項に規定する一般事業者
第十条第三項	第一項	第十五条第一項
第十条第四項	第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した特定事業者（以下「計画書提出特定事業者」という。）	第十五条第一項の規定により事業者温室効果ガス削減計画書を提出した同項に規定する一般事業者（以下「計画書提出一般事業者」という。）
	提出しなければならない	提出することができる
第十一条第一項本文、第十二条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条	計画書提出特定事業者	計画書提出一般事業者
第十一条第一項	提出しなければならない。ただし、計画書提出特定事業者が特定事業者でなくなったときは、この限りでない	提出することができる

（中小規模特定建築物の規模等）

第九条 条例第十七条第一項の市長が定める規模は、建築物の延べ面積二千平方メートルとする。

2 条例第十七条第一項の市長が定める種類のものは、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

- 一 延べ面積が十平方メートル以下の建築物
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十条各号のいずれかに該当する建築物
- 三 特定建築事業者が工事を請け負う建築物であって、当該特定建築事業者がその構造及び設備に関する規格を定めず、又は設計を行わないもの

3 条例第十七条第一項の市長が定める値は、五千平方メートルとする。

（中小規模特定建築物における太陽光発電設備の設置基準）

第十条 条例第十七条第一項の市長が定める基準は、一の年度における太陽光発電設備の出力の合計が、特定建築事業者がその年度において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の棟数に〇・七を乗じて得た値に二キロワットを乗じて得た出力以上であることとする。ただし、その算定にあつては、次の各号のいずれかに該当する中小規模特定建築物の棟数を除くことができるものとする。

- 一 建築面積が二十平方メートル未満の中小規模特定建築物
- 二 屋根のうち、真方位九十度以上二百七十度以下の方向に面する部分及び水平な部分から市長が太陽光発電設備の設置に支障があると認める部分を除いた部分の水平投影面積が二十平方メートル未満の中小規模特定建築物
- 三 その他太陽光発電設備を設置することが困難であると市長が認める中小規模特定建築物

2 前項の規定は、条例第十七条第二項の市長が定める誘導基準について準用する。この場合において、前項中「二キロワット」とあるのは、「四キロワット」と読み替えるものとする。

(中小規模特定建築物における太陽光発電設備の設置に代わる措置)

第十一条 条例第十七条第三項の市長が定めるものは、次の各号に掲げる措置とする。

一 当該中小規模特定建築物又はその敷地において、次に掲げる設備を設置すること

イ 太陽熱を利用する熱供給設備

ロ 地中熱を利用する熱供給設備

ハ その他市長が認める再生可能エネルギーを利用する設備

二 当該特定建築事業者が市内において建設し、若しくは新築した建築物（当該中小規模特定建築物及び大規模特定建築物を除く。次項第四号において同じ。）又はその敷地に太陽光発電設備又は前号に掲げる設備を設置すること

三 その他市長が認める措置

2 前項各号に掲げる措置を講じた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとする。

一 前項第一号に掲げる措置として、同号イ又はロに掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間熱供給量三千六百メガジュール当たり一キロワット又は当該設備を設置した中小規模特定建築物若しくはその敷地一件当たり二キロワット

二 前項第一号に掲げる措置として、同号ハに掲げる設備を設置する場合 市長が適当と認める出力

三 前項第二号に掲げる措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の出力

四 前項第二号に掲げる措置として、同項第一号イ又はロに掲げる設備を設置する場合 当該設備の年間熱供給量三千六百メガジュール当たり一キロワット又は当該設備を設置した建築物若しくはその敷地一件当たり二キロワット

五 前項第二号に掲げる措置として、同項第一号ハに掲げる設備を設置する場合 市長が適当と認める出力

六 前項第三号に掲げる措置を講ずる場合 市長が適当と認める出力

(中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準)

第十二条 条例第十八条第一項の市長が定める省エネルギー性能基準は、別表一の表に定めるとおりとする。

2 条例第十八条第二項の市長が定める省エネルギー性能誘導基準は、別表二の表に定めるとおりとする。

(太陽光発電設備設置等報告書の提出の期日)

第十三条 条例第十九条第一項の市長が定める期日は、建築事業者が特定建築事業者となった年度の翌年度の九月末日とする。

2 前項の規定は、一般建築事業者等が条例第二十一条第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「建築事業者が特定建築事業者とな

った年度」とあるのは、「一般建築事業者等が太陽光発電設備の設置等に取り組む年度」と読み替えるものとする。

(太陽光発電設備設置等報告書の評価)

第十四条 条例第二十条の評価は、太陽光発電設備設置等報告書の内容について、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- 一 中小規模特定建築物又はその敷地に設置した太陽光発電設備の出力の合計が、条例第十七条第二項の市長が定める誘導基準を満たす場合
- 二 中小規模特定建築物（住宅の用に供するものに限る。）について、条例第十八条第二項の市長が定める省エネルギー性能誘導基準を満たす場合

(一般建築事業者等の太陽光発電設備設置等報告書の提出に関する読替え)

第十五条 条例第二十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項	記載しなければならない	記載するものとする
第十九条第二項第一号及び第二十七条	特定建築事業者	第二十一条第一項に規定する一般建築事業者等
第十九条第三項	第一項	第二十一条第一項
第二十条	前条第一項	次条第一項
第二十八条第一号	太陽光発電設備設置等報告書を提出した特定建築事業者	第二十一条第一項の規定により太陽光発電設備設置等報告書を提出した同項に規定する一般建築事業者等

(大規模特定建築物の規模等)

第十六条 条例第二十二条第一項の市長が定める規模は、建築物の延べ面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積。次条において同じ。）二千平方メートルとする。

2 条例第二十二条第一項の市長が定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十条各号のいずれかに該当する建築物とする。

(大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置基準)

第十七条 条例第二十二条第一項の市長が定める基準は、太陽光発電設備の出力の合計が、大規模特定建築物の建築面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の建築面積。以下この項において同じ。）に〇・〇五を乗じて得た面積又は当該大規模特定建築物の建築面積から市長が別に定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分の面積を除いた面積のいずれか小さい方の面積に、一平方メートル当たり〇・一五キロワットを乗じて得た出力（ただし、当該出力が、次の表の上欄に掲げる建築物の延べ面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる出力に満たない場合にあつては同欄に掲げる出力、同表の下欄に掲げる出力を超える場合にあつては同欄に掲げる出力とする。）

以上であることとする。

建築物の延べ面積の区分	出力の下限	出力の上限
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	三キロワット	九キロワット
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	六キロワット	十八キロワット
一万平方メートル以上	十二キロワット	三十六キロワット

2 条例二十二条第二項の市長が定める誘導基準は、太陽光発電設備の出力の合計が、前項の規定により算定した出力の二倍以上であることとする。

(大規模特定建築物における太陽光発電設備の設置に代わる措置)

第十八条 条例二十二条第三項の市長が定めるものは、次の各号に掲げる措置とする。

一 当該大規模特定建築物又はその敷地において、次に掲げる設備を設置すること

イ 風力を利用する発電設備

ロ バイオマスを利用する発電設備又は熱供給設備

ハ 太陽熱を利用する熱供給設備

ニ 地中熱を利用する熱供給設備

ホ その他市長が認める再生可能エネルギーを利用する設備

二 特定建築主が、市内において新築し、増築し、若しくは改築した若しくは所有する建築物（当該大規模特定建築物及び中小規模特定建築物を除く。）又はその敷地に太陽光発電設備又は前号に掲げる設備を設置すること

三 当該大規模特定建築物若しくはその敷地に太陽光発電設備を設置する措置又は前二号に掲げる措置を講じることが困難であると市長が認める場合にあっては、再生可能エネルギーを利用する設備で発電された電気の調達その他の措置

2 前項各号に掲げる措置を講じた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとする。

一 前項第一号に掲げる措置として、同号イ又はロに掲げる設備（同号ロに掲げる設備にあっては、発電設備に限る。）を設置する場合 当該設備の年間発電電力量千キロワット時当たり一キロワット

二 前項第一号に掲げる措置として、同号ロからニまでに掲げる設備（同号ロに掲げる設備にあっては、熱供給設備に限る。）を設置する場合 当該設備の年間熱供給量三千六百メガジュール当たり一キロワット

三 前項第一号に掲げる措置として、同号ホに掲げる設備を設置する場合 市長が適当と認める出力

四 前項第二号に掲げる措置として、太陽光発電設備を設置する場合 当該太陽光発電設備の出力

五 前項第二号に掲げる措置として、同項第一号イ又はロに掲げる設備（同号ロに掲げる設備にあっては、発電設備に限る。）を設置する場合 当該設備の年間発電電力量千キロワット時当たり一キロワット

六 前項第二号に掲げる措置として、同項第一号ロからニまでに掲げる設備（同号ロに掲げる設備にあっては、熱供給設備に限る。）を設置する場合 当該設備の年間熱供給量三千六百メガジュール当たり一キロワット

七 前項第二号に掲げる措置として、同項第一号ホに掲げる設備を設置する場合 市長が適当と認める出力

八 前項第三号に掲げる措置を講ずる場合 市長が適当と認める出力

（大規模特定建築物における省エネルギー性能基準）

第十九条 条例第二十三条第一項の市長が定める省エネルギー性能基準は、別表三の表に定めるとおりとする。

2 条例第二十三条第二項の市長が定める省エネルギー性能誘導基準は、別表四の表に定めるとおりとする。

（太陽光発電設備設置等計画書等の提出の期日）

第二十条 条例第二十四条第一項の市長が定める期日は、大規模特定建築物の新築、増築又は改築に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請（次項において「確認申請」という。）又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知（次項において「計画通知」という。）を行おうとする日の二十一日前とする。

2 条例第二十四条第四項の市長が定める期日は、同項の規定による変更に係る確認申請若しくは計画通知をしようとする日又は当該変更に係る工事に着手しようとする日の十五日前の日のいずれか早い日とする。

3 前二項の規定は、一般建築主等が条例第二十六条第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出する場合について準用する。

（太陽光発電設備設置等計画書等の公表）

第二十一条 条例第十九条第三項（条例第二十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び条例第二十四条第三項（条例第二十六条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットその他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（太陽光発電設備設置等計画書等の評価）

第二十二条 条例第二十五条の評価は、太陽光発電設備設置等計画書又は計画変更届の内容について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一 大規模特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備の出力の合計が条例第二十二条第二項の市長が定める誘導基準を満たす場合

二 大規模特定建築物について、条例第二十三条第二項の市長が定める省エネルギー性能誘導基準を満たす場合

（一般建築主等の太陽光発電設備設置等計画書の提出に関する読替え）

第二十三条 条例第二十六条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替え	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

る規定		
第二十四条第二項	記載しなければならない	記載するものとする
第二十四条第二項第一号	特定建築主	第二十六条第一項に規定する一般建築主等
第二十四条第三項	第一項	第二十六条第一項
第二十四条第四項	第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）	第二十六条第一項の規定により太陽光発電設備設置等計画書を提出した同項に規定する一般建築主等（以下「計画書提出一般建築主等」という。）
第二十四条第四項から第六項まで	届け出なければならない	届け出ることができる
第二十四条第五項及び第六項	計画書提出特定建築主	計画書提出一般建築主等
第二十五条第一号	前条第一項	次条第一項
第二十五条第二号	前条第四項	次条第二項の規定による読替え後の前条第四項
第二十七条	特定建築主	前条第一項に規定する一般建築主等
第二十八条第二号	計画書提出特定建築主又は計画変更届の届出をした計画書提出特定建築主	計画書提出一般建築主等又は第二十六条第二項の規定による読替え後の第二十四条第四項の規定による届出をした第二十六条第一項に規定する一般建築主等
第二十九条	、計画書提出特定建築主	、計画書提出一般建築主等

（身分証明書）

第二十四条 条例第四十三条第二項の身分を示す証明書は、別記様式による。

（勧告に従わない場合における公表）

第二十五条 条例第四十五条第一項の規定による公表は、市役所の掲示場への掲示、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（事業者温室効果ガス削減計画書等の提出の期日に関する経過措置）

2 令和二年度における第四条の規定の適用については、同条中「特定年度（事業者が計画期間の中途において特定事業者となった場合にあつては、当該事業者が特定事業者となった年度）の八月三十一

日」とあるのは、「令和三年一月四日」とする。

- 3 令和二年度における第七条の規定の適用については、同条中「八月三十一日」とあるのは、「一月四日」とする。

附 則（令二、七・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令三、八・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令八、三・改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から起算して二十一日が経過する日までの間に、この規則による改正後の仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則第二十条第一項に規定する確認申請又は計画通知が行われた場合における同項の規定の適用については、同項中「市長が定める期日は、大規模特定建築物の新築、増築又は改築に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請（次項において「確認申請」という。）又は同法第十八条第二項若しくは第四項の規定による通知（次項において「計画通知」という。）を行おうとする日の二十一日前」とあるのは、「規定による提出は、令和九年四月一日以降速やかに行うもの」とする。

別表（第十二条、第十九条関係）

一 中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準

区分		省エネルギー性能基準
住宅		次のいずれかに適合すること 一 住宅BEIが〇・八以下で、かつ、外皮平均熱貫流率が〇・六以下 二 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和四年十一月七日国土交通省告示第千百六号）に規定する基準（第一項(3)ロを除く。三の表において「住宅仕様基準」という。）
非住宅建築物	非住宅部分の延べ面積の合計が三百平方メートル以上であって、事務所等、学校等又は工場等の用に供するもの	非住宅BEIが〇・六以下であること
	非住宅部分の延べ面積の	非住宅BEIが〇・七以下であること

合計が三百平方メートル以上であって、病院等、集会所等、ホテル等、百貨店等又は飲食店等の用に供するもの	
非住宅部分の延べ面積の合計が三百平方メートル未満であるもの	非住宅BEIが〇・八以下であること

二 中小規模特定建築物における省エネルギー性能誘導基準

区分	省エネルギー性能誘導基準
住宅	住宅BEIが〇・七以下で、かつ、外皮平均熱貫流率が〇・四八以下であること

三 大規模特定建築物における省エネルギー性能基準

区分	省エネルギー性能基準
住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分に限る。四の表において同じ。）	次のいずれかに適合すること 一 住宅BEIが〇・八以下で、かつ、外皮平均熱貫流率が〇・六以下 二 住宅仕様基準
非住宅建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分に限る。四の表において同じ。）	事務所等、学校等又は工場等の用に供するもの 非住宅BEIが〇・六以下であること
病院等、集会所等、ホテル等、百貨店等又は飲食店等の用に供するもの	非住宅BEIが〇・七以下であること

四 大規模特定建築物における省エネルギー性能誘導基準

区分	省エネルギー性能誘導基準
住宅	住宅BEIが〇・七以下で、かつ、外皮平均熱貫流率が〇・四八以下であること
非住宅建築物であつて、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域内のもの	非住宅BEIが〇・五以下であること

備考

- 一 この表において使用する用語は、この表に特別の規定があるものを除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）の定めるところによる。
- 二 住宅BEIとは、次のいずれかの値をいう。
 - イ 建築物の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいい、その算出の際用いる基準省令第四条第一項の E_s にあつては、コージェネレーション設備に係るものに限るものとし、同項の E_M を除いて算出したものをいう。第三号において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいい、基準省令第五条第一項の E_M を除いて算出したものをいう。第三号において同じ。）で除して得た値
 - ロ 基準省令第一条第一項第二号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出される値
- 三 住宅部分の単位住戸の数が二以上の場合における設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 設計一次エネルギー消費量 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合算した量（住宅部分に共用部分が含まれる場合にあつては、当該量と当該共用部分の設計一次エネルギー消費量とを合算した量）
 - ロ 基準一次エネルギー消費量 単位住戸の基準一次エネルギー消費量を合算した量（住宅部分に共用部分が含まれる場合にあつては、当該量と当該共用部分の基準一次エネルギー消費量とを合算した量）
- 四 非住宅BEIとは、次のいずれかの値をいう。
 - イ 建築物の非住宅部分の設計一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいい、その算出の際用いる基準省令第二条第一項の E_s にあつては、コージェネレーション設備に係るものに限るものとし、同項の E_M を除いて算出したものをいう。ロ及び第五号において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいい、その算出の際乗じることとされる基準省令第三条第一項の B 及び同項の E_M を除いて算出したものをいう。ロにおいて同じ。）で除して得た値
 - ロ 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値
 - ハ 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出される値
- 五 一の表、三の表及び四の表の規定にかかわらず、非住宅部分を二以上の用途に供する場合における省エネルギー性能基準及び省エネルギー性能誘導基準は、次のいずれかに定めるところによる

る。

イ 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合算した量が、各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいい、基準省令第三条第一項の E_M を除いて算出したものをいい、同項の B の値を当該用途に供する部分に応じて一の表の下欄、三の表の下欄又は四の表の下欄に掲げる非住宅 BEI の上限値に読み替えて算出して得た値をいう。ロにおいて同じ。）を合算した量を超えないこと

ロ 各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合算した量が、当該用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合算した量を超えないこと

六 複合建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分に限る。）における省エネルギー性能基準及び省エネルギー性能誘導基準は、次のいずれかに定めるところによる。この場合において、増築又は改築をするときは、イに定めるところによる。

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること

(一) 中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準 住宅部分にあつては一の表の住宅の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能基準に適合し、かつ、非住宅部分にあつては同表の非住宅建築物の用途の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能基準に適合すること

(二) 大規模特定建築物における省エネルギー性能基準 住宅部分にあつては三の表の住宅の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能基準に適合し、かつ、非住宅部分にあつては同表の非住宅建築物の用途の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能基準に適合すること

(三) 大規模特定建築物における省エネルギー性能誘導基準 住宅部分にあつては四の表の住宅の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能誘導基準に適合し、かつ、非住宅部分にあつては同表の非住宅建築物の区分に応じ同表下欄に定める省エネルギー性能誘導基準に適合すること

ロ 当該建築物の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の第二号イに規定する設計一次エネルギー消費量と非住宅部分の各用途に供する部分ごとに算出した第四号イに規定する設計一次エネルギー消費量とを合算した量をいう。）が基準一次エネルギー消費量（住宅部分の第二号イに規定する基準一次エネルギー消費量に 0.8 （省エネルギー性能誘導基準の算出にあつては、 0.7 ）を乗じて得た量と非住宅部分の各用途に供する部分ごとに算出した第四号イに規定する基準一次エネルギー消費量とを合算した量をいう。）を超えず、かつ、住宅部分の外皮平均熱貫流率が 0.6 （省エネルギー性能誘導基準の算出にあつては、 0.48 ）を超えないこと

別記様式(第二十四条関係)

(表面)

第	号	
身分証明書		
所	属	
氏	名	
上記の者は、仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例第43条第1項の規定により立入調査を行う者であることを証明する。		
年	月	日
仙台市長		印

5.5cm

9.0cm

(裏面)

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、計画書提出特定事業者、報告書提出特定建築事業者等その他の関係者の同意を得て、当該者に係る事業所その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式（第二十四条関係）